

公表後に、なおも不当な取引行為を行っている 「きもの松葉」の情報を提供します

大阪市消費者保護条例に違反して不当な取引行為を行っている「きもの松葉」には是正勧告しましたが、従わないため、条例に基づき、令和4年9月1日に事業者名等を公表しました。

しかしながら、公表後も展示会を開催しており、調査の結果、なおも不当な取引行為を行って、消費者被害が発生・拡大するおそれがあることから、**令和4年11月24日付けで、消費者の皆様**に情報提供しました。

【情報提供した主な内容】

1 事業者の概要

名称	株式会社松葉（屋号：きもの松葉）
代表者	代表取締役 松葉将登
所在地	大阪市西区北堀江二丁目16番18号

2 主な取扱商品及び販売方法

近畿圏内の商店街やショッピングモール等に店舗を構え、定期的に展示会を開催して、高齢者等に着物、帯、宝石、洋服、健康器具、布団、メガネ等を販売。

各店舗で月に2回の展示会、全店合同で年に4回の展示会（大催事）を開催。

3 該当する不当な取引行為

契約を締結する意思がない旨を表示している消費者に対する勧誘

次々販売

過量販売

適合性原則違反

大阪市内の店舗は、天神橋店（天神橋筋商店街）があります。

被害にあわれた方は、今すぐ大阪市消費者センターにご相談ください！

商品を受け取っていても、問題のある契約であれば返金等を求めることができます！

◆大阪市消費者センターからのお知らせ

●消費生活相談専用電話 **06-6614-0999**

開設日時：月曜日～土曜日 午前10時～午後5時 ※大阪市内にお住まいの方

（日曜日・祝日及び12月29日～1月3日は除く）

※消費者ホットライン局番なし「188」でもつながります

消費生活
相談窓口

